

令和5年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務 回答（第2回）

質問1 仕様書3(2)アについて

「訪問企業の求人票の有無」とは、求人票の写しをいただいた時点で有とするのでしょうか。その場合、翌月10日までの確認が難しいことが予想されますが、翌月以降に再度確認するという認識でよろしいでしょうか。

お見込みのとおりです。

質問2 仕様書4(1)について

「実地及び書面による検査を実施」とありますが、具体的にはどういった検査でしょうか。

県の担当職員が、受託者を訪問し状況確認を行うとともに、業務実施手順等について受託先で確認し、委託業務に係る書類について検査を行います。